

日銀業第375号  
2024年9月5日

国債発行関係事務についての

日銀ネット利用先 御中  
日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」  
の一部改正に関する件

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき国債が発行されることとなったこと等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年10月1日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」中  
一部改正

- 第3編（個別業務コード）の発行根拠法コードを横線のとおり改める。
- 発行根拠法コード

区 分	コード
∫ 略（不変） ∫	
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第7条第1項	07
子ども・子育て支援法第71条の26第1項	<u>08</u>
財政法第7条第1項または政府資金調達事務取扱規則第2条各号のいずれかに掲げるもの	10

- 第3編（個別業務コード）の発行方法コード中③業務処理中区分「発行共通」および同「照会」において使用するコードを横線のとおり改める。

- ③ 業務処理中区分「発行共通」、同「代行払込」および同「照会」において使用するコード

区 分	コード
∫ 略（不変） ∫	